

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 42 号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																								
1	<p>(法人等の均等割の税率)</p> <p>第38条 法人等の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>法人等の区分</th><th>税 率</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) <u>資本等の金額</u>が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で<u>資本の金額</u>又は<u>出資金額</u>を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）</td><td>[略]</td></tr><tr><td>(2) <u>資本等の金額</u>が10億円を超え50億円以下である法人</td><td>[略]</td></tr><tr><td>(3) <u>資本等の金額</u>が1億円を超え10億円以下である法人</td><td>[略]</td></tr><tr><td>(4) <u>資本等の金額</u>が1,000万円を超え1億円以下である法人</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	法人等の区分	税 率	(1) <u>資本等の金額</u> が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で <u>資本の金額</u> 又は <u>出資金額</u> を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）	[略]	(2) <u>資本等の金額</u> が10億円を超え50億円以下である法人	[略]	(3) <u>資本等の金額</u> が1億円を超え10億円以下である法人	[略]	(4) <u>資本等の金額</u> が1,000万円を超え1億円以下である法人	[略]	[略]		<p>(法人等の均等割の税率)</p> <p>第38条 法人等の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>法人等の区分</th><th>税 率</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) <u>資本金等の額</u>が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で<u>資本金の額</u>又は<u>出資金の額</u>を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）</td><td>[略]</td></tr><tr><td>(2) <u>資本金等の額</u>が10億円を超え50億円以下である法人</td><td>[略]</td></tr><tr><td>(3) <u>資本金等の額</u>が1億円を超え10億円以下である法人</td><td>[略]</td></tr><tr><td>(4) <u>資本金等の額</u>が1,000万円を超え1億円以下である法人</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	法人等の区分	税 率	(1) <u>資本金等の額</u> が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で <u>資本金の額</u> 又は <u>出資金の額</u> を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）	[略]	(2) <u>資本金等の額</u> が10億円を超え50億円以下である法人	[略]	(3) <u>資本金等の額</u> が1億円を超え10億円以下である法人	[略]	(4) <u>資本金等の額</u> が1,000万円を超え1億円以下である法人	[略]	[略]	
法人等の区分	税 率																									
(1) <u>資本等の金額</u> が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で <u>資本の金額</u> 又は <u>出資金額</u> を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）	[略]																									
(2) <u>資本等の金額</u> が10億円を超え50億円以下である法人	[略]																									
(3) <u>資本等の金額</u> が1億円を超え10億円以下である法人	[略]																									
(4) <u>資本等の金額</u> が1,000万円を超え1億円以下である法人	[略]																									
[略]																										
法人等の区分	税 率																									
(1) <u>資本金等の額</u> が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で <u>資本金の額</u> 又は <u>出資金の額</u> を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）	[略]																									
(2) <u>資本金等の額</u> が10億円を超え50億円以下である法人	[略]																									
(3) <u>資本金等の額</u> が1億円を超え10億円以下である法人	[略]																									
(4) <u>資本金等の額</u> が1,000万円を超え1億円以下である法人	[略]																									
[略]																										
2	<p>[略]</p> <p>(事業税の課税客体等)</p> <p>第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、第3項に規定する人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で<u>資本の金額</u>若しくは<u>出資金額</u>が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業</u> 収入割額</p>	<p>[略]</p> <p>(事業税の課税客体等)</p> <p>第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、第3項に規定する人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で<u>資本金の額</u>若しくは<u>出資金の額</u>が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>電気供給業、ガス供給業及び保険業</u> 収入割額</p>																								
2～5	<p>[略]</p> <p>(法人の事業税の課税標準)</p> <p>第43条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 資本割 各事業年度の<u>資本等の金額</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>[略]</p> <p>(法人の事業税の課税標準)</p> <p>第43条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 資本割 各事業年度の<u>資本金等の額</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p>																								

(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 各事業年度の収入金額

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第44条 [略]

2 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業（特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア [略]

イ 各事業年度の資本等の金額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ [略]

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.5を乗じて得た金額とする。

4 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア [略]

イ 各事業年度の資本等の金額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ・エ [略]

(2)・(3) [略]

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の4 次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1)～(3) [略]

(4) 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分（以下この条において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日に同法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第2条第4号に規定する公共施設（以下この条において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国、地方公共団体その他政令第39条の4の2で定める者が当該不動産を取得したときの当該再開発会社による当該不動産の取得

(5) [略]

2～7 [略]

(3) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第44条 [略]

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業（特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア [略]

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ [略]

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.5を乗じて得た金額とする。

4 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア [略]

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ・エ [略]

(2)・(3) [略]

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の4 次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1)～(3) [略]

(4) 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分（以下この条において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日に同法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第2条第4号に規定する公共施設（以下この条において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときの当該再開発会社による当該不動産の取得

(5) [略]

2～7 [略]

(生活交通路線を運行する一般乗合用バスに対する自動車税の課税免除)

第103条の2 局長は、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線(以下「生活交通路線」という。)を運行する一般乗合用バスに対しては、当該バスの所有者ごとに、一般乗合用バスの総車両数に当該総車両の全走行キロ数に対する生活交通路線の走行キロ数の割合を乗じて得た車両数の範囲内で、申請により自動車税を免除する。

2 [略]

(自動車税の徴収の方法)

第104条 [略]

2 道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請があった自動車(法第150条第4項本文の規定が適用されるものを除く。)について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3～5 [略]

(自動車税の賦課期日及び納期)

第105条 [略]

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第9条 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第28条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に35万円を加算した金額)以下である者に対しては、第27条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に35万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) [略]

(2) 当該納税義務者の第30条及び第31条の2並びに法第36条及び法第37条の2の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の4及び法第314条の7並びに法附則第5条第3項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(中小法人等に対する県民税の不均一課税)

第20条 法人のうち、資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第27条第6項において法人とみなされるものであ

(生活交通路線を運行する一般乗合用バスに対する自動車税の課税免除)

第103条の2 局長は、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線(以下「生活交通路線」という。)を運行する一般乗合用バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。以下同じ。)に対しては、当該バスの所有者ごとに、一般乗合用バスの総車両数に当該総車両の全走行キロ数に対する生活交通路線の走行キロ数の割合を乗じて得た車両数の範囲内で、申請により自動車税を免除する。

2 [略]

(自動車税の徴収の方法)

第104条 [略]

2 道路運送車両法第7条の規定による登録の申請があった自動車について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3～5 [略]

(自動車税の賦課期日及び納期)

第105条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、法第150条第4項ただし書の規定により自動車税を徴収する場合における納期は、局長が定めるところによる。

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第9条 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第28条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第27条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) [略]

(2) 当該納税義務者の第30条及び第31条の2並びに法第37条及び法第37条の2並びに法附則第5条の4第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6及び法第314条の7並びに法附則第5条第3項及び法附則第5条の4第6項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(中小法人等に対する県民税の不均一課税)

第20条 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第27条第6項において法人とみなされるものであ

つて、かつ、法人税割（各特定信託の各計算期間分の所得に係る法人税割を除く。）の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本の金額又は出資金額が1億円以下であることの判定は、法第52条第2項第1号から第2号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日の現況によるものとする。

3～7 [略]

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第20条の3 住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令附則第6条の17第1項で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で同条第2項で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で同条第3項で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書若しくは同条第3項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第61条第1項第4号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成18年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第61条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号及び第62条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第4項で定める場合においては、4年）」と、第62条第1項中「2年」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第4項で定める場合においては、4年）」とする。

（不動産取得税の税率の特例）

第21条 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する不動産の取得が第61条第1項若しくは第2項又は第64条の2第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第23条 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 [略]

3 平成15年4月1日から平成17年12月31日までの間に第64条の2第1

あつて、かつ、法人税割（各特定信託の各計算期間分の所得に係る法人税割を除く。）の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であることの判定は、法第52条第2項第1号から第2号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日の現況によるものとする。

3～7 [略]

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第20条の3 住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令附則第6条の17第1項で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で同条第2項で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で同条第3項で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書若しくは同条第3項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第61条第1項第4号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第61条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号及び第62条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第4項で定める場合においては、4年）」と、第62条第1項中「2年」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第4項で定める場合においては、4年）」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第21条 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第61条第1項若しくは第2項又は第64条の2第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第23条 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成21年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 [略]

3 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に第64条の2第

項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の2第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額)」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額)」とする。

(不動産取得税の納税義務の免除等)

第23条の3 第64条の6第1項の農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業(同項に規定する農地売買等事業のうち、担い手農業者の経営の定着発展を促進することを目的として、平成元年度以後に、知事の承認した実施計画に基づいて実施されるものをいう。)により、平成元年4月1日から平成18年3月31日までの間に同項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、同項中「から5年」とあるのは「から5年(知事はその取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年)」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項」と、「5年以内の期間(当該不動産が同項」とあるのは「5年(知事はその取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年)以内の期間(当該不動産が附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項」とする。

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車で総務省令附則第5条第1項に規定するもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第3項に規定するもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第4項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第3項に規定するもの(次項及び第3項において「電気自動車等」という。)並びに一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の各年度分の自動車税の税率の適用については、別表第2の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) 平成3年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成元年3月31日)までに初めて道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けた自動車 平成14年度

(2) 平成4年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成2年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前号の規定の適用を受ける自動車

1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の2第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額)」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額)」とする。

(不動産取得税の納税義務の免除等)

第23条の3 第64条の6第1項の農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業(同項に規定する農地売買等事業のうち、担い手農業者の経営の定着発展を促進することを目的として、平成元年度以後に、知事の承認した実施計画に基づいて実施されるものをいう。)により、平成元年4月1日から平成20年3月31日までの間に同項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、同項中「から5年」とあるのは「から5年(知事はその取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年)」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項」と、「5年以内の期間(当該不動産が同項」とあるのは「5年(知事はその取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年)以内の期間(当該不動産が附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項」とする。

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車で総務省令附則第5条第1項に規定するもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第3項に規定するもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第4項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第3項に規定するもの(次項及び第3項において「電気自動車等」という。)並びに一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率の適用については、別表第2の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成7年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過

を除く。) 平成15年度

(3) 平成5年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成3年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前2号の規定の適用を受ける自動車を除く。) 平成16年度

(4) 平成6年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成4年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前3号の規定の適用を受ける自動車を除く。) 平成17年度

(5) 平成7年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成5年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。) 平成18年度

[略]

備考1・2 [略]

2 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第18条第1項に規定する自動車(同法第20条第1号に規定するエネルギー消費効率(次項において「エネルギー消費効率」という。)に係る政令附則第10条の2第1項に規定する基準に適合するもの(次項から第6項まで及び附則第27条第6項において「低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が総務省令附則第5条の2第1項に規定する許容限度(次項、第4項及び第6項において「窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えない自動車)で同条第2項に規定するもの及び電気自動車等に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車(平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合)にあっては平成14年度分及び平成15年度分の自動車税に限り、当該自動車(平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合)にあっては平成15年度分及び平成16年度分の自動車税に限り、当該自動車(平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合)にあっては平成16年度分の自動車税に限り、別表第2の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

備考1・2 [略]

3 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして政令附則第10条の2第2項に規定するもの(第5項並びに附則第27条第5項及び第6項において「優良低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして総務省令附則第5条の2第4項に規定する許容限度(第5項並びに附則第27条第5項及び第6項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えない自動車(総務省令附則第5条の2第5項に規定するもの及び電気自動車等に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車(平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合)にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車(平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合)にあっては平成18年度分の自動車税に限り、別表第2の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。

4 低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)で総務省令附則第5条の2第6項に規定するものに対する自動車税の税率の適用については、当該自動車(平成13年4月1日から平

する日の属する年度

[略]

備考1・2 [略]

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令附則第10条の2で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が総務省令附則第5条の2第1項で定める許容限度(次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同条第2項で定めるものに対する自動車税の税率の適用については、当該自動車(平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合)にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車(平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合)にあっては平成20年度分の自動車税に限り、別表第2の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

備考1・2 [略]

3 電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第4項に規定するものに対する自動車税の税率の適用については、当該自動車(平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合)にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車(平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合)にあっては平成18年度分の自動車税に限り、別表第2の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第5項で定めるもの(第2項の規定の適用を受ける自動車を

成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成14年度分及び平成15年度分の自動車税に限り、当該自動車平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成15年度分及び平成16年度分の自動車税に限り、別表第2の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

備考1・2 [略]

- 5 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車で総務省令附則第5条の2第7項に規定するもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車で同条第8項に規定するもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成18年度分の自動車税に限り、別表第2の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。

除く。）に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、別表第2の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

備考1・2 [略]

- 5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第6項に規定するもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同条第7項に規定するもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成18年度分の自動車税に限り、別表第2の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則第25条第6項を削る。

	改正前	改正後
2	<p>附 則 (自動車取得税の税率等の特例)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 <u>電気を動力源とする自動車</u>で総務省令附則第12条第1項で定めるものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車<u>で同条第2項で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車</u>で、同条第4項で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。</p> <p>3 内燃機関を有する自動車<u>で併せて電気その他の総務省令附則第12条の2第1項で定めるものを動力源として用いるもので、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第10項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令附則第12条の2第2項で定めるもの</u>（以下この項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。</p>	<p>附 則 (自動車取得税の税率等の特例)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 <u>附則第25条第1項に規定する電気自動車等の取得</u>に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。</p> <p>3 内燃機関を有する自動車<u>で併せて電気その他の総務省令附則第12条第1項で定めるものを動力源として用いるもので、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第10項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令附則第12条第2項で定めるもの</u>（以下この項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。</p>

<p>(1) 当該特定自動車バス、トラックその他の総務省令附則第12条の2第3項で定めるものである場合 100分の2.7</p> <p>(2) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 優良低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車総務省令附則第12条の2の2第1項で定めるものの取得(第3項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。</p> <p>6 優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車総務省令附則第12条の2の2第2項で定めるもの及び低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車同条第3項で定めるものの取得(第3項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から20万円を控除して得た額」とする。</p> <p>7 前2項の規定は、第123条の2第1項又は法第699条の12の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令附則第12条の2の2第4項で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。</p> <p>8 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次項において「排出ガス保安基準」という。)に適合する自動車バス、トラックその他の総務省令附則第12条の2の3第5項で定めるものの取得(第2項、第3項、第5項又は第6項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、100分の1を控除した率とする。</p>	<p>(1) 当該特定自動車バス、トラックその他の総務省令附則第12条第3項で定めるものである場合 100分の2.7</p> <p>(2) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 附則第25条第2項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)と同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので総務省令附則第12条の2第1項で定めるものの取得(第2項又は第3項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。</p> <p>6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第12条の2第2項で定めるものの取得(第2項、第3項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。</p> <p>7 前2項の規定は、第123条の2第1項又は法第699条の12の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令附則第12条の2第3項で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。</p> <p>8 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第12条の2の2第5項で定めるもの(以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第6項で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(第2項、第3項、第5項又は第6項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で総務省令附則第12条の2の2第7項で定めるものにあつては、100分の2)を控除した率とする。</p>
<p>3 (県たばこ税の税率)</p> <p>第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき793円とする。</p> <p>附 則</p> <p>(県たばこ税の税率の特例)</p> <p>第24条 平成15年7月1日以後に第67条第1項の売渡し又は同条第2</p>	<p>(県たばこ税の税率)</p> <p>第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき898円とする。</p> <p>附 則</p> <p>(県たばこ税の税率の特例)</p> <p>第24条 平成18年7月1日以後に第67条第1項の売渡し又は同条第2</p>

<p>項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係る県たばこ税の税率は、第67条の4の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>969円</u>とする。</p> <p>2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第67条の4及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>461円</u>とする。</p>	<p>項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係る県たばこ税の税率は、第67条の4の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>1,074円</u>とする。</p> <p>2 平成18年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第67条の4及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>511円</u>とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、表3の項の改正部分及び附則第5条の規定は、同年7月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）附則第9条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条に規定する特定保険業についての新条例第42条第1項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第3号の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる事業とみなす。

(不動産取得税に関する経過措置)

第4条 別段の定めのあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の岩手県県税条例附則第21条の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「100分の3」とあるのは「100分の3.5」とする。

3 新条例附則第23条第1項及び第2項の規定は、平成18年1月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第23条第3項の規定は、平成18年1月1日以後の新条例第64条の2第1項に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第5条 平成18年7月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に岩手県県税条例第67条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同条例第67条の5第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第67条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第7項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき105円

(2) 新条例附則第24条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき50円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省

令第 60 号。以下「総務省令」という。) 附則第 2 条第 1 項で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して 1 月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和 59 年法律第 72 号) 第 2 条第 2 項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

4 第 2 項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 7 号) 附則第 17 条第 3 項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 18 年法律第 10 号) 附則第 156 条第 2 項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受領することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する広域振興局又は地方振興局の長に提出されたものとみなす。

5 第 3 項の規定による申告書を提出した者は、平成 19 年 1 月 4 日までに、当該申告書に記載した同項第 2 号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第 2 項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 8 条第 2 項中「県たばこ税 盛岡市」とあるのは「県たばこ税 卸売販売業者等(第 67 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。)にあつては当該製造たばこの貯蔵場所の所在地、小売販売業者にあつては当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地と、新条例第 67 条の 3 第 2 項中「前項」とあるのは「岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成 18 年岩手県条例第 42 号) 附則第 5 条第 2 項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第 67 条の 5、第 67 条の 7、第 67 条の 9 及び第 67 条の 10 の規定を除く。)を適用する。

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 2 項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第 67 条の 9 の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 67 条の 7 第 1 項から第 4 項までの規定により提出すべき申告書には、総務省令附則第 2 条第 3 項で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(自動車税に関する経過措置)

第 6 条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成 18 年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成 17 年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第 7 条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税に対して適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(特定区域における産業の活性化に関する条例の一部改正)

第 8 条 特定区域における産業の活性化に関する条例(平成 18 年岩手県条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(法人の事業税の課税免除及び不均一課税)	(法人の事業税の課税免除及び不均一課税)
第 6 条 特例対象設備を取得した法人の当該特例対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から起算して 3 年以内に終了する各事業年度(以下この項において「課税免除期間」という。)の事業税の課税標準となるべき所得金額、付加価値額及び資本等の金額又は収入金額のうち、当該特例対象設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額(以下「対象所得等」という。)に対する事業税については、課税を免除し、当該課税免除期間の終了の日の翌日から起算して 2 年以内に終了する各事業年度の対象所得等に対する事業税については、県税条例の事業税の税率に関する規定にかかわらず、当該規定による税率に 2 分の 1 を乗じて得た税率を適用する。	第 6 条 特例対象設備を取得した法人の当該特例対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から起算して 3 年以内に終了する各事業年度(以下この項において「課税免除期間」という。)の事業税の課税標準となるべき所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額のうち、当該特例対象設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額(以下「対象所得等」という。)に対する事業税については、課税を免除し、当該課税免除期間の終了の日の翌日から起算して 2 年以内に終了する各事業年度の対象所得等に対する事業税については、県税条例の事業税の税率に関する規定にかかわらず、当該規定による税率に 2 分の 1 を乗じて得た税率を適用する。
2 前項の規定による課税免除及び不均一課税は、県税条例第 47 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)から第 5 項までの規定により提出する申告書により申告された所得金額、付加価値額及び資本等の金額又は収入金額を基準として計算した対象所得等を限度として適用する。	2 前項の規定による課税免除及び不均一課税は、県税条例第 47 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)から第 5 項までの規定により提出する申告書により申告された所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額を基準として計算した対象所得等を限度として適用する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	